

時代の転換期における社会統合

—— 戦前期財閥の「転向」策をめぐって ——

永 谷 健

要旨：「格差」の拡大や諸階層間の非寛容性が社会問題化している点で、現代日本は昭和初期の日本と類似していると言われる。当時の日本では超格差社会が現出していたが、それが戦時体制へと変貌を遂げていくメカニズムを解明することは、現代日本が抱える諸問題の行方を考察するためにも重要な研究課題である。労資間の闘争に象徴される昭和初期の二極対立的な構図は、その後、社会統合の融和的な局面へと劇的に変化した。そして、その変化は戦時体制へと帰着する。そうした一連のプロセスに、財閥の「転向」策は深く関わっていた。「転向」は池田成彬が主導した三井の諸策を嚆矢とするものであり、富者に対する大衆的な批判や攻撃を緩和するとともに、富者を取り巻く対立的な構図に融和への道筋をつけた。その内容は、財閥が保有する巨額資産の放出にもとづく社会事業への貢献、保有株式の大量放出・大量公開による株主の大衆化、三井一族による経営サイドからの離脱などである。それらは、財閥（およびその経営者）と大衆のあいだの相互浸透的な融和を資金と人材の両面で演出した。また、それらは取引的な形式の策ではなく、したがって、労働者や若年層などという限定された社会階層に提示され、彼らに利益を誘導するというものではなかった。むしろ、不特定の大衆に向かって投げかけられた策であった。「転向」策のそうした匿名的でノンパーソナルな特色は、社会統合や平準化へと進んでいく時代の推進力の一部となった。

1. はじめに

現代日本は戦前期日本の状況と類似していると言われる。とくに昭和初期は大衆消費社会の進展の裏面として、格差社会（あるいは超格差社会）が現出した時代である。また、若年層の就職難が恒常化するとともに労働運動が活発化するなど、多様な社会的軋轢が顕在化した。井上寿一も指摘するとおり、「格差」の拡大は当時の社会問題の中心として認識され、その是正が新聞や雑誌で盛んに議論された⁽¹⁾。「貧富の懸隔」を典型とする社会的・経済的な境遇の著しい差異が、労資対立のような非寛容的で闘争的な関係へと投影され、具象化されていく時代でもある⁽²⁾。当時の社会状況のこのような推移は、格差の拡大や社会階層間の多様な非寛容性が指摘される現代日本のこれからを考えるためのヒントを提供するであろう。とりわけ、時代が推移するメカニズムに照準を合わせるならば、超格差社会から戦時体制への展開を促した契機や条件は重要な考察対象である。

筒井清忠はこうした展開を準備したものを大衆社会状況に見いだす。教育の大衆化が進み、マスメディアが発達し、また大量生産方式が確立するというプロセスが同時に進むなかで、国民生活の安定化を帰結するような平準化の諸策を許容し推進する思想的・制度的な準備も進んだと見る⁽³⁾。そして、とくに思想的な準備が進展するプロセスが具体的に分析される。また、山之内靖は、第二次世界大戦へと至る戦前の社会的な変動過程を階級社会からシステム社会へ

の移行として典型的に捉え、戦後におけるシステム社会の継続性や連続性を強調した⁽⁴⁾。こうした平準化やシステム統合の過程は、二極的な対立構造（「格差」や「懸隔」）から社会的な統合へとこの時代の劇的な変化を如実に表現している。

本稿では、二極的な対立構造が統合的な局面へと推移した過程を富者に対する非寛容的な状況が融和の局面へと推移した過程と捉えて、そこに考察の照準を合わせる。そして、社会統合のプロセスに占めるそうした融和の社会的な意義について検討したい。

超格差社会が孕む諸問題は、大正期の初頭から新聞や雑誌でしばしば論じられた。そこでは富者批判の言論が盛んであったが、大正の後半期から昭和初期にかけては、富者に対する批判的な思潮が一段と高揚した。財閥の一族や大会社の経営者などといった大資本を差配する富裕者の動向が、新聞や雑誌で盛んに批判された。とりわけ昭和期に入ると、政府による労働組合法案の策定に対して日本工業倶楽部などの著名な経営者団体が反対運動を展開したが、それが労働運動を刺激した。また、三井のドル買い事件が生じることで、富者を取り巻く状況は富豪バッシング、あるいは実業家バッシングの様相となった。その帰結が血盟団事件である。この事件では、元大蔵大臣の井上準之助とともに三井合名会社理事長の団琢磨がテロリズムの犠牲となった（1932（昭和7）年2月9日、および同年3月5日）。事件の経緯、そして血盟団員による富者批判の論理についてはすでに論じたので、ここで詳しくは述べない⁽⁵⁾。むしろ本稿では、事件後の三井財閥の対応、それも池田成彬が指導した三井の「転向」策にとくに注目し、それが過激化する富者批判の思潮を緩和し収束に導くほど効果的な策であった理由を考察したい。「転向」策になびく他の財閥もあり、それは「貧富の懸隔」に由来する二極的な対立構造を融和へと導く有効策となった。また、戦時体制へと進む社会統合の重要な契機となったに違いない。

以下では、戦前期日本の社会変化における「転向」策の意義を検討するが、まずは池田が三井財閥でリーダーシップを取るようになった経緯や彼の指導による「転向」策の内容を具体的に示し、その戦略的な意義や社会統合のプロセスとの関係について考察したい。

2. 「転向」策の始動

血盟団事件から一年以上経過したところから、三井財閥は池田の指導のもとに様々な改革を行った。当時の新聞や雑誌は、三井の改革姿勢や改革の諸策を「転向」と呼んだ。こうした三井の動きに追随する財閥もあり、これ以降、財閥とその経営者、あるいは富裕な実業家に対する攻撃的な思潮は徐々に収束していった。では、「転向」とはどのような策であり、また、それによって富者と社会の関係はどのように変化したのであろうか。「転向」策の特色は池田が事件後に三井財閥の指導的な立場に立った経緯と関係するので、まずはこの点について述べておこう。

三井合名会社（以下、合名）は、団が殺害された十日後（1932（昭和7）年3月15日）に社員総会を開いている。合名は三井の諸会社を統括する三井財閥の親会社である。また、その社員総会は三井財閥全体において最上位の意思決定の場であり、おもな構成員は三井の同族である。この総会では、理事長であった団の下に配置されていた二人の常務理事（有賀長文と福井菊三郎）に加えて、4名の理事を新たに任命することが決められた（第75回社員総会議事録）。理事長の主導という従来の体制を複数の理事による合議制に変えることで、財閥全体の執行体

制を強化したのである。新任の理事は三井銀行、三井鉱山、三井信託、三井物産から1名ずつ任命され、彼らはそれぞれの所属先の役職を兼務した。4名のうちの一人が三井銀行の池田である。

『実業之日本』(4月号)は、この人事について早々に報じた⁽⁶⁾。そこでは、「三井改造案」というプランが三井の内部で検討されていることも同時に報じられた。その内容とは、三井の同族が名目的に就任している社長業を辞すること、合名はすでに成長している事業を手放すこと、利益の一定割合を社会公共の利益に供することなどであるという。これらは後に実行される「転向」策の外観をそのまま伝えるものである。三井の内部では、この時点ですでに「転向」策の原型が構想されていたと思われる。記事は次のようにも述べる。「どの程度まで具体化し来るか、単に三井財閥としてのみならず、広く各財閥の将来にも影響するところ少くないとされ、その成行きを非常に注目されてゐる」。他の財閥が三井の改革に追従する可能性を述べたものであろう。そして次号の続編記事では、三菱合資会社(三菱の配下にある諸会社を統括する会社)について報じられた。三菱における人事の刷新を伝えるもので、三菱でも「社長独裁の旧態を一新」する体制になりつつあるという⁽⁷⁾。このように、実業界の保守と繁栄をポリシーとする同誌は、財閥擁護の立場から、財閥による「転向」への布石を先行的に掲載した。ただ、三井が「転向」策を始動させたのは、この報道の一年以上も後のことである。この先行報道は、机上のプランに過ぎない改造案を三井の経営幹部が同誌の記者へと意図的に伝えたものであろう。ここからは、経営幹部が三井攻撃の緩和を図ろうとした意図や事件直後における彼らの危機感が窺い知れる。

この時点では、おそらく三井家側は改革案の実行を容認していなかったはずである。池田は当時を振り返り、「私の時間なり、エネルギーなりの七、八割まで」を三井十一家の「纏め役」に費やしたと述べている⁽⁸⁾。池田や団と同じように、当主の三井八郎右衛門も血盟団の狙撃対象であったが、にもかかわらず同族は改革の実行には躊躇していたようである。しかし他方で、血盟団事件以降、三井家は何度も池田に常務理事への就任を依頼してきたという。このことから、既得の地位の保守と池田に対するテロリズム対応への期待のあいだで揺れる同族の状況を見て取ることができる。しばらく池田は断っていたようだが、結局は就任を承諾し、翌年の社員総会(9月21日)で常務理事として合名の専任になることが正式に決定している(第82回社員総会議事録)。そうした一年余りの準備期間をへて、ようやく池田の指導でいくつかの「転向」策が打ち出され始めた。常務理事就任後の池田の対応はきわめてスピーディであった。そして最後の策を実行した1936(昭和11)年に、池田は合名を退職している。

三井の「転向」を扱ったこれまでの研究はおおむね複数の策を個別に紹介してきたが、ここではそれらの全体的な特色に目を向けたい⁽⁹⁾。ひとつは、それぞれの策が三井への批判を緩和し、財閥攻撃の沈静化を図るという目的を効果的に達成するために合理的に設計されている点である。財閥やその経営者が実務的に見て正当な経済行為を行った場合であっても、当時はそれが自己中心的で独善的なものとして捉えられる状況にあった⁽¹⁰⁾。池田の「転向」策は、いわばこれとは真逆のイメージすなわち国益主義や大衆との共存などのイメージを打ち出す策であった。それらは、財閥やその経営者に刻印されたスティグマを帳消しにするための対抗的な措置である。また、「転向」策のそれぞれが互いに関連しあっていることも重要である。社会主義労働運動の活動家、青年将校、テロリズムの指導者といった批判や攻撃の諸勢力の要望に対して個別に応えるものではない。資本主義社会における富の調達や分配、そして、その担

い手や受益者にかかわるような総合的な改革のセットであり、そこには社会経済を俯瞰するシステムの発想もある。

「転向」策は、開始された当初は財閥の場当たり的な対応として批判的に語られることが多かった。「カムフラージ政策」、「偽装手段」、等々である⁽¹¹⁾。しかし、その後、財閥批判や実業家批判は少しずつ収束に向かっていった。三井が行った諸策がこの収束の契機となったのは明らかである。1934（昭和9）年には、中外商業新報が第一面で三菱も類似の策を打ち出す予定であると伝えるなど⁽¹²⁾、他の財閥も同調する姿勢を見せた。その結果、「転向」は三井のものではないと認識され、「財閥の転向」が多くのメディアで論じられるようになった。

3. 様々な「転向」策

三井の「転向」策を具体的に見ておこう。中心的なものは、(一)財団法人三井報恩会の設立による社会事業・文化事業への金銭的な貢献、(二)三井傘下にある企業の株式公開と合名が保有する株式の放出、(三)三井同族による要職の辞任、(四)三井関連会社における定年制の実施である。これらのほかにも、営利中心主義の経営の象徴となっていた安川雄之助（三井物産筆頭常務）を退陣させたこと（1934（昭和9）年1月）、重役賞与を漸減させたことなどがあるが、ここでは(一)～(四)を中心に述べよう。

(一)の財団法人の設立は、三井がこれまで行ってきたものとは比較にならない規模の寄付行為を、独自に設立した財団をつうじて行うというものである。三井は以前から公益性のある事業に対して頻繁に寄付を行ってきた。合名の理事会記録を見れば、合名が決めた寄付事業の推移がわかる。たとえば、血盟団事件以前の直近二か月のあいだに決まった1万円以上の寄付事業の対象には、日本農士学校（1万円）、発明博覧会協賛会（1万円）、財団法人富民協会主催農業博物館建設資金（1万5千円）、財団法人日本青年館（1万5千円）などがある。1万円未満のものは列挙できないほど多い。ただ、これらは団体や個人から寄付の「懇請」を受けて三井側が承認したものであり、いわば受動的な寄付である。

それが事件以降は寄付の規模がにわかに拡大している。3月と4月の二か月間で理事会が決定した案件のなかで、寄付金1万円以上のものを拾うと、京都市国防費献納会（5万円）、海軍協会基金（1万5千円）、市立大牟田小学校新設費（4万5千円、三井鉱山による）、軍人会館建設費用（10万円）、大阪防空献金（5万円）、八聖殿建設費（1万円）、日本経済連盟会（1万5千円）などである。件数、および、一件当たりの額がそれぞれ増えているのがわかる。また、これらよりは少額だが、新聞社や雑誌社（政治経済時論社、事業之日本社、報知新聞社、二六新聞社など）への寄付が急に増えている。5月以降も、萬朝報、実業之世界社、東京毎日新聞社など、メディア関連の寄付が多い。ここからはメディアの懐柔という三井の意図を読み取ることができるかもしれない。そしてこれらの寄付のほとんどが、寄付先からの「懇請」に三井が応えたものである。

その後は、三井家の「商業従事三百周年」を記念して失業者救済資金義捐として300万円を政府に委託するという高額の寄付も見られるが、池田が常任理事に就任してからは、寄付の規模が劇的に変化した。就任の約一月後に開催された合名の社員総会（1933（昭和8）年10月31日）では、3千万円を拠出して社会事業や文化事業への貢献を目的とする財団法人を設立する方針が決められた。これは破格の額であり、三井の財政を圧迫する規模であったと言われる⁽¹³⁾。

社員総会の翌日（11月1日）には、「国家的緊急事業助成並ニ財団法人設立ニ関スル方針声明」と題する声明が発表された。その冒頭には、「此度三井同族相謀リマシテ、参千万円ノ資産ヲ提供シ、財団法人ヲ設立シ、聊カ公益事業ノ進展ニ寄与スルコトニ決定致シマシタノデ、之ヲ御披露申上ゲマス」とあり、三井同族の相談によって財団の設立が決まったことが宣言される⁽¹⁴⁾。そして、財団が文化事業、社会事業、農漁村発展のための公益施設などに関係する「純然タル公益事業」に「専念スル機関」となることが明言される。また、財団の事業が受動的な寄付とは違い、社会事業へと積極的に関与するものであることが語られる。

「此等ノ事業ニ関シテ現在及将来トモ、他ニ経営者ノアリマスモノニハ出来ルダケ援助ヲ与ヘテ其成功ニ資シマスルシ、又他方ニ於テハ財団自身ガ其経営ニモ当ルコトアラウト存ジマス、然シ實際ニ当リ、ドノ事業ヲドノ程度ニ助成スベキカ、又財団自身ガ企業（起業）セネバナラナイ事業ハ何デアルカト云フコトニ就キマシテハ、汎ク世上有識者ノ御意見ヲ拝聴シ、又其ノ御援助ヲ得テ決定シタイト存ジマス」（括弧内筆者）

「有識者ノ御意見ヲ拝聴」と述べられるものの、事業の選定や援助額の決定は財団が行い、そのうえ必要に応じて財団自体が事業そのものを経営する場合もあるという趣旨である。従来にはなかった能動的で介入的な寄付を宣言したのである。

また、「声明」の後段には、「以上ハ、三井家始祖以来ノ伝統ノ精神ニ基キ、同族一同ガ協議決定シタ事柄デアリ」とある。すなわち、この事業は三井家の「伝統ノ精神」に則って行われるというのである。翌年、財団は三井報恩会と名づけられて設立が実現するが、そのときに公表された「財団法人三井報恩会設立趣意」にも、よく似た一節がある。「漸ヲ逐フテ事業ヲ拡張シ以テ三井家創業以来ノ伝統的精神タル国家報恩ノ宿志ヲ顕ハサムコトヲ庶幾ス」。ここでは一步踏み込んで、先の三井家の「伝統ノ精神」とは、「国家報恩ノ宿志」であるとされる。「国家報恩」は三井家に脈々と息づいている「伝統的精神」（あるいは「宿志」）だということである。寄付事業は、そうした「精神」に従う三井家ならではの正統な活動であるという趣旨であろう。しかしながら、近世の宗竺遺書にも、さらには明治30年代の家憲にも、「国家報恩」についてとくに記されているわけではない。やや誇張するならば、これはエリック・ホブズボームらが言う「伝統の発明」の一種であろう。高額の寄付事業を実際に行い、それを「国家報恩」という伝統的な信念から発出するものと見立てることで、この事業を歴史的に権威づけるのである。そして、三井家のこれまでとこれからを、「国家報恩」の伝統に一貫してもとづくものとして美化するのである。三井にまわりつくネガティブなイメージ（利己主義や独善性）に対抗するために、「国家報恩」の「伝統」をぶつけたのだと言えよう。

財団は「声明」が発表された翌年4月に発足した。そして、その直後に癌研究所のために約百万円のラジウムを購入した。その後は東北の飢饉に数百万円を拠出したりするなど、多様な事業を展開した。三井報恩会の設立は、三井にとって破格の大盤振る舞いである。また、「国家報恩」の正統性の主張や介入的な能動性を特色とし、利他的で献身的な三井イメージを喚起させる。

これに対して、(二)株式の公開と放出、(三)一族の要職辞任、(四)定年制の導入という三つの策は、財団の設立とは目指すものが異なる。また、それぞれが独立した策ではあるが、方向性には共通点がある。それらは、財閥とその経営者が莫大な資本を保有し、そうした資本を背景に経済

活動を行うことで莫大な利益を得るという現体制を、いくつかの点から改編していくものである。言い換えれば、財閥とその経営者による独善的な富の差配を可能にする体制から決別することを印象づける諸策である。

まずは(二)株式の公開と放出について述べよう。1933（昭和8）年の下期以降、合名は保有する諸会社の株式を大量に放出するとともに、三井傘下の諸会社の株式を公開した⁽¹⁵⁾。それも、数か月という短い期間で大量に行った。東京電灯、北海道炭鉄汽船、三池窒素工業、東洋レーヨンなどの株式が放出、ないし公開された。池田が常任理事に就任したニュースと前後したこともあって、公開・放出は諸新聞の話題となり、三井の「転向」策としてセンセーショナルに伝えられた⁽¹⁶⁾。当時、時事新報の記者であった和田日出吉は、その衝撃を次のように語る。「株式の公開てふその一事が、財閥が事業の独占を放棄し、その利潤を大衆に公開するといふ風に見えたところから、それまた三井の転向政策と囃された」⁽¹⁷⁾。大規模かつ短期間に株式が公開・放出されたことにより、多様な事業とそれによる収益の独占を財閥が放棄するかのように見えたのである。のちに池田は、この策の意図を次のように語っている。「大きな三井独占の仕事を段々公衆に開放して、三井の持株を減らし、その責任を軽くするという方向へ進めようとして居たのです」⁽¹⁸⁾。関係する諸会社から三井家の出資分を減らし（「責任を軽く」し）、他方では「公衆」に向かって資本の参入を「開放」する。すなわち、三井の事業に関係する資本を、三井家の資本を中核とする独占的な形式から多様な「公衆」の資本による参入を許す分散的な形式へと変換していくのである⁽¹⁹⁾。

株式の公開・放出は、実業界に占める三井家のプレゼンスを、いわば資金面から一気に減らしていく策である。池田によれば、これには同族側から抵抗があったという。「一方では風当たりが強いので相当びくびくしておるが、同時に仕事を細くする狭めるということは三井のプレスティーチという点でこだわる」⁽²⁰⁾。同族は自分たちがテロの標的になることを恐れながらも、実業界における三井家の威信には執着があったのだという。これについては先に述べた。ただし、池田の「転向」策はこれにとどまらず、経営面にも及んだ。それが、(三)三井一族の要職辞任である。これまで三井系の諸会社では、同族ではない幹部経営者が経営活動を実質的に行ってきた。他方で三井の同族は、会社を代表する社長の地位にいわば形式的に就任するのが慣例であった。池田は彼らに、そうした地位から退くことを提案したのである。同族である小石川家当主の三井高修がこれに異議を唱えたため、説得に三日を要したと池田は振り返っている。ただし、最終的に同族は池田の提案を飲んでいく。この結果、1934（昭和9）年の1月から2月にかけて、三井銀行の三井源右衛門、三井物産の三井守之助、三井鉱山の三井元之助がそれぞれ社長職から退いた⁽²¹⁾。これは、実業界における同族のプレゼンスを経営面から減らす策であろう。同族は必ずしも経営の細部に関与していたわけではないとはいえ、三井の諸会社は創業家の象徴であった同族の氏名という看板を取り下げ、一族経営に取りあえずの終止符を打ったのである。

このように(二)と(三)は、資金と経営の両面から、実業界における三井家のプレゼンスを一気に後退させるものである。これにともない、同族たちは日本の傑出した富裕層であり続けるものの、実業界における彼らの勢力は減退する。また、三井の諸会社は資金と経営（あるいは人事）の両面で（あるいは、カネとヒトの両面で）、いわば大衆へと開かれる。(二)では、同族外の投資家が三井の諸会社へと資金的に参入することが認められる。また(三)では、同族外の経営者が三井の諸会社の経営トップに就任する（あるいは昇進する）ことが可能になる。

血盟団事件の公判で、血盟団員の井上昭と古内栄司は次のような考えを述べていた。特権的な地位にある「金持連中」や「資本家金融家」たちが独善的に温情主義を掲げたり、金融制度を濫用したりするなかで、自らへと資金を誘導している、と⁽²²⁾。彼らは社会経済を自由に操り、それを独占的に支配しているという見解である。池田が主導した先の二つの策は、言うならば、この種の見解に対する応答であろう。同族を社会経済そのものから引き離すことで、彼らが社会経済を自由に操る機会は減る。ただ、これらは井上や古内が述べる見解に対して余すところなく応答しているわけではない。三井の同族ばかりでなく、その実質的な経営者である団や池田も批判や攻撃の標的となっており（そして、実際に暗殺リストに入っており）、現実には団が暗殺された。先の見解に対して十分に応答するのならば、実質的な経営者である理事たちの勢力を抑制する策も必要である。それが、(四)定年制の導入である。

そもそも三井の理事は、同族に雇用された「雇われ重役、であった。しかし、財閥の莫大な富を差配することが許される大実業家でもあった。そのうえ、三井の同族や他の財閥の創業家の面々に次ぐ高額所得者であった。そもそも昭和初期における大会社の重役賞与は莫大なものであった。そして、それに対するメディアの批判も盛んであった。当時、雑誌『エコノミスト』の記者であった岩井良太郎によると、著名な大会社の場合、その償却前利益の3～6パーセント程度が重役賞与分に充てられており、団と池田の場合、彼らに関わる三井関係企業分のみを取り出しただけでも、半期で数10万円から10数万円の賞与があったという⁽²³⁾。また、当時の資産家番付や多額納税者一覧のなかで、団は三井や他の財閥家の人々に次ぐリッチなセレブリティであった。また池田も、そうした番付類にしばしば名を連ねた。大日本雄弁会講談社の調査報告（1931（昭和6）年1月1日）では、所得税額で三井八郎右衛門が763,742円、岩崎小弥太が414,332円であるのに対して、団が121,436円、池田が30,040円であり、ともに高額納税者である⁽²⁴⁾。彼らは莫大な富を差配し、莫大な賞与を手にする重役、いわば三井の「準同族、であった。そして、三井の重役に定年はなかった。池田による最後の「転向」策である(四)定年制の導入は、実業界に占める三井の重役のそのようなプレゼンスを後退させる策である。それは彼らが莫大な富を差配する期間を制限する。そして、重役賞与を授かる期間が短縮されるため、彼らがエスタブリッシュメントに登りつめることを抑制する。また、定年による空きポストの人事が定期的に行われるため、従業員（使用人）が重役に昇進する可能性が多少は拡大する。さらに、会社内部の選抜の頻度が増すことで、従業員（使用人）の新規採用も拡大するであろう。

定年制の導入は、1936（昭和11）年4月半ばの三井合名会社の臨時総会で決定された。それは三井合名、三井銀行、三井物産、三井鉱山、東神倉庫、三井信託、三井生命の六社を対象としており、筆頭常務理事、参与理事は65歳、常務理事、理事は、原則的に60歳で退職とされた。重役以外の従業員（使用人）についても規定され、原則的に55歳の定年となった⁽²⁵⁾。当時、池田自身は新しく規定された定年をすでに超えており、この規定が決まって早々に合名を退任している。彼は翌年2月に日本銀行総裁となるが、それまでは特段の職に就いていない。

他の「転向」策と比べて、(四)定年制の導入はやや遅れて実施されている。株式の公開が行われた「転向」の初期には、まだ策定されていなかった可能性もある⁽²⁶⁾。これがこの時期に実施されたのは、同年2月下旬に生じた二・二六事件の影響によるのかもしれない。池田は北一輝に幾度となく活動資金を提供していた。また、青年将校と接触があった。二・二六事件で北が逮捕されたため、池田は北との関わりを記した顛末書を東京憲兵隊長宛に提出し（3月28日

付)、4月7日には、東京憲兵隊本部で陸軍司法警察官・福本亀治によってその件について聴取されている。また、かつて池田の上司の立場にあった有賀長文も、池田に先んじて聴取されている⁽²⁷⁾。顛末書では、北から池田に執拗な資金提供の要求があったこと、断ることで報復されるのを恐れて要求に応じたこと、それは「不用意」であったことなどが述べられる⁽²⁸⁾。聴取書も同様の内容であり、要求に応じて提供した金が事件関係者の運動資金などに流用されたことについて、「誠に相済まぬ事と深く陳謝して居る」と池田は述べたとされる⁽²⁹⁾。その後、いわば日を置かずに、定年制の導入は決定された。そして池田は退職している。この事件を機に北への資金供与が晒され、北との取引的な関係が疑われるのを池田が恐れたかどうかは、明らかではない。したがって、それが定年制の導入とそれにもとづく自身の退職を急がせた理由であるかどうか、明らかではない。単に、二・二六事件により再び三井関係者にテロが及ぶ恐れが出てきたことで、温めていた新たな策を講じたという推測も成り立つ⁽³⁰⁾。報道について一言すれば、当時のメディアは顛末書や聴取について報道しなかった。定年制が池田による「転向」策の最後の策であったことや退任する池田の潔さを伝えたのみである。

4. 「転向」策の匿名的性格

ここまで「転向」策を個別に紹介してきたが、それらの全体を俯瞰した場合、どのような特色が見いだせるであろうか。戦後、池田は「転向」策を振り返り、財閥としての三井の活動を「プロダクション」と「ディストリビューション」に分けたうえで、財団の設立による寄付を「ディストリビューション」の一つとして語っている⁽³¹⁾。この池田自身の分類に倣い、多様な経済行為の全体を〈富の生産〉と〈富の分配〉の二つに大きく分けてみると、これまで述べてきた複数の策の関係は次のように整理できる。

(一)の財団の設立は、三井が営利活動で生み出した富を公益事業に還元するという点からして、池田が言うとおりの〈富の分配〉に関わる方策であろう。これに対して、(二)の株式の公開・放出は、配当金の分配先を三井外へと拡大するという意味もあり、この点では〈富の分配〉に関わる。さらに、株式の売却で得られた巨額の資金が財団の基金に回されたため、この策は(一)の財団設立とリンクしていることを、これまでの研究は指摘している⁽³²⁾。これらの点から、たしかに(二)は〈富の分配〉と間接的に関わっている。ただ、とはいいながら株式の公開・放出は経営に必要な資金の調達手段のひとつであり、営利活動の根本に関わる。また、その「転向」策としての狙いは大衆に向かって三井への投資を開放する（すなわち、大衆の投資家化・資本家化を促す）点にあるため、(二)は〈富の分配〉に関わる策でありつつ〈富の生産〉に関わる策でもあると考えられる。また、(三)の三井一族の要職辞任、(四)の定年制の導入は、資金を管理・運用しながら営利活動や経営活動を行う主体に関わる策である。したがって、ここでの分類で言えば、これらはともに〈富の生産〉に関わるものと見ることができると言える。また、先の(二)を加えた〈富の生産〉に関係する諸策を経営資源という点からさらに区分けするならば、(二)がカネ、(三)(四)がヒトにそれぞれ関係する策であるとも言えよう。

こうした分類から「転向」策を顧みれば、〈生産〉と〈分配〉の両面にわたるといって、それは社会経済で三井が行う諸行為の全体を見渡すような総合的かつ体系的な改革であったと言ってもよいであろう。ただ、それが必ずしも網羅的な策ではない点は、「転向」策の歴史的意義を考えるうえで重要である。とりわけ、それが批判勢力や攻撃勢力の要望のすべてに応え

ているのではないことには、注意を要する。たとえば〈富の分配〉について言えば、社会事業への寄付に重点が置かれ、そこに多額の資金が投入されているものの、関連会社の収益を従業員や労働者へと還元するような策は含まれない。血盟団事件が生じるまえに実業家批判を高揚させた出来事として鐘紡の減給問題（1930（昭和5）年）が挙げられるが、そこでは、鐘紡が労働者への減給計画を公表した一方で株主への配当を続けたことが批判や攻撃的になった。いわゆる資本家ファーストを連想させる姿勢が、財閥や実業家に対する批判の潮流を加速させた。そして、団たちを狙った血盟団員は同じ批判を共有している⁽³³⁾。そのような財閥や実業家への批判が事件の背景にあるにもかかわらず、従業員や労働者の待遇改善は、「転向」策としては掲げられなかった。これには、三井自体が左翼労働運動から大きなダメージを受けていなかったことが、おそらく影響している。池田自身、当時は左翼よりも「一番心配したのは右翼です」と振り返っている。また、左翼からは「圧迫を受けなかった」とも述べている⁽³⁴⁾。

ただ、そうした三井の個別的な事情は差し置くとして、「転向」策の特徴をつかむうえで重要なのは、それがそもそも特定の勢力のための待遇改善や救済策を指向するものではなかった点である。それは、いわば不特定で匿名的な大衆へと向けられた策であり、資本面と人材面における財閥（およびその経営者）と大衆のあいだの浸透的な融和を目指すものであった。資本家および経営者と労働者（あるいは従業員）のあいだの個別の関係を改善するという発想はなかったと言ってもよいであろう。同様のことは、他の策についても当てはまる。(一)の財団の設立は、三井が蓄積した富を公益性がある事業に還元することを目的としている。富そのものを大衆に向かって分配するわけではないが、不特定多数の大衆へとその事業がもたらす恩恵を開放することを狙いとしている。この策で三井は積極的な寄付へと転じたことを先に指摘したが、寄付の要請に応じた受動的な寄付、すなわち三井と要請元とのパーソナルな関係にもとづく旧来の形式とは異なる寄付の形式を採用したのである。財団が三井家の意向とは関係なく特定の公益事業を寄付先として定めて不特定多数の福利をもたらそうとするものであり、それはノンパーソナルで匿名的な寄付の形式であると言えよう。そこでは個別的な取引的關係（たとえば寄付に対する見返り）は後退し、寄付行為は利他的で公益的な献身の性格を帯びる。

このようなノンパーソナルで匿名的な特徴や大衆への開放性という特徴、あるいは利他的・公益的な献身という特徴は、〈富の生産〉の局面における「転向」策についても指摘できるであろう。(二)の株式の公開・放出では、関連会社への投資が不特定の大衆に形式的にはあれ認められる。この策は池田が合名の常務理事に就任する前後に行われたものだが、外部の者が資本家となって三井財閥へと参画できる可能性を三井はいち早く表明したわけである。資本家ファーストの恩恵を大衆に開放するという意味では、この策に利他的な特色を見ることもできよう。また、(三)(四)の経営者の配置に関わる策は、エスタブリッシュメントとしての同族や特定の支配的経営者へと経営権が長期にわたって滞留することを抑止するものである。「転向」策を批判する者たちにとっては、これらの策は攻撃的を拡散させる「カムフラージ政策」と映るであろう。しかし、三井の経営がパーソナルな支配を通じて行われているのではなく、究極的には経営権が大衆へと開かれるようなノンパーソナルで循環的なものであることを印象づける策であろう。

5. 小括と考察

三井の「転向」策は個別的な（あるいは取引的な）関係を想定しておらず、もっぱら不特定の大衆に向けられ、また不特定の大衆へと間接的に利益を誘導するものであった。このことは、「転向」の歴史的な意義を考えるうえで重要である。管見の限りでは、同じ実業界で三井の姿勢が過剰なものであるとして批判的に論評されることはほとんどなかった。むしろ、実業界では三井の姿勢になびくような傾向も観察される。これには、その公益的で利他的な方向性自体を批判することが不自然であるという点が大きく影響しているであろう。たとえば、労働組合法案に対する反対運動の中心となった日本工業倶楽部は、三井の諸策について公式的な行動や声明を行うことはなかった。また、血盟団事件以前の財界は労働者を解雇する際の配慮が概して乏しかったが、「転向」策が始動するころからは軟化の兆しを見せている。当時、社会局は工場労働者向けの退職（解雇）手当の制度化を構想していたが、それに対して藤原銀次郎らを筆頭に実業界側は難色を示していた。しかし、三井の「転向」策が始動した前後から徐々に軟化し、彼らの妥協の結果、退職積立金及退職手当法が1936（昭和11）年に制定されている⁽³⁵⁾。それまでの労資間に見られた対立的な構図からすれば、この変化は実業界側の融和傾向の現れと見ることができよう。

また、三井の「転向」の動きに三菱は追随している。1934（昭和9）年3月に三菱は「三菱精神綱領」を発表した。小宮山利政はその趣旨を次のように要約している。「三菱は時勢の変遷推移に対処する根本方針として、企業の大衆化を目的としてはゆる富豪の利益壟断の譏りなからしめんことを期す」⁽³⁶⁾。つまり、営利主義という批判を回避すること、そして三菱関連企業を大衆化することをそれぞれ宣言したのである。実際に三菱はその後、関連会社の株式を公開し、中核会社である三菱合資会社をホールディング・カンパニーとすることで関連会社の経営から外し、さらには、岩崎一族を合資会社以外の関連会社の経営から外すなど、いくつかの策を打ち出した。また、金額で三井には及ばないものの、軍事関係や教育に関係する公益事業への寄付も少なからずある。

こうして、「転向」の姿勢を見せることは財閥経営のトレンドとなった。三井が「転向」策を始動したころのメディアは批判的な言論で占められていた感があるが、その後は、財団設立に巨額を投じた三井財政の逼迫を憂慮する新聞記事や「転向」の姿勢に共感する書籍が散見される⁽³⁷⁾。また、合名を退職し、その後、日本銀行総裁に就任した池田を英雄視し、偶像化する書籍が複数刊行されている⁽³⁸⁾。

そして、三井の「転向」策が三井系ではない他の諸会社に伝播し、実業界において融和的な趨勢が強まるなか、「転向」策の重心は移動していく。このことは、時勢の社会統合的な局面を考察するうえで重要である。先に三井の「転向」策は必ずしも網羅的なものではなかったと述べたが、「転向」策には国策事業への協力や参画は含まれていなかった。〈富の分配〉の局面では、(一)の財団設立のように公益的で利他的な特色の強いものがあるが、〈富の生産〉の局面では、そうした特色が強く見られる策は打ち出されていなかった。しかし、池田が合名を引退した直後に、三井は国策協力の声明を行い（1936（昭和11）年5月）、自動車産業や飛行機産業への進出を企画し始めた。こうした三井の新機軸は、「転向」策全体の公益的で利他的な性格からすると、当然とも言える方向であろう。「転向」策は、初動においては取り組まれなかった国策協力へと、いわばスムーズに移行したのである。

こうした「転向」策と国策協力の関係を象徴しているのが、三菱の動向であろう。先に三菱の「転向」策では寄付行為に重点が置かれていないことを指摘したが、そもそも三菱の場合、その重点は国策への直接的な貢献にあったとも言える。1936（昭和11）年5月26日付の『中外商業新報』は、三菱が「時代の要求する」化学工業の分野に「本格的に乗出」す方針であることを「転向」策の一環として報じている。同紙は、岩崎小彌太がその事業に「多大の熱意を有していること」、三菱がこの事業については「当分採算を無視し」ていること、この方面への進出を「財閥の使命」や「国家的事業経営への邁進」として意識していることなどを伝えている。

その後、「転向」策は諸会社の経営方針の雛型としての意味を強めていく。もともと「転向」は、資金や人材を不特定で匿名的な大衆へと開いていくという趣旨の改革であった。それにより、超富裕層としての財閥家と経済エリートとしての財閥経営者の社会経済に占めるプレゼンスは、自明のものではなく、徐々に希薄化されていく。「転向」は、言ってみれば資本と経営に大衆的な匿名性を注入したのである。その意味では、社会的・経済的な境遇の多様な突出を低減して国民生活の平準化を図るといふ時代の趨勢を推進する大きな要因になったものと考えられる。また、「転向」から派生した国策協力のポリシーは、社会経済の領域での営利主義を公益主義や利他主義と中和させることで、社会統合を象徴する経営哲学となった。そうしたプロセスの詳細については別稿を期すが、少なくとも「転向」が戦時体制への足取りを早めたことは確かであろう。

註

- (1) 井上寿一『戦前昭和の社会：1926－1945』（講談社、2011年）2章、3章。
- (2) 「貧富の懸隔」という言葉は、『中央公論』などの当時の総合雑誌で頻繁に使用されている。
- (3) 筒井清忠『昭和期日本の構造：その歴史社会学的考察』（有斐閣、1984年）第2章。
- (4) 山之内靖「方法的序論：総力戦とシステム統合」『総力戦と現代化』（柏書房、1995年）。
- (5) 永谷健「昭和戦前期における実業エリートと大衆社会」『人文論叢：三重大学人文学部文化学科研究紀要』37（三重大学人文学部文化学科、2020）を参照。
- (6) 野方町人「三井王国の新陣容成る：悩める財閥の前途暗示？」『実業之日本』（35巻7号、1932年）。
- (7) 野方町人「三菱王国の陣容改革なる」前掲誌（35巻8号、1932年）。
- (8) この箇所、および、このあとの池田の常務理事就任のエピソードは、池田成彬述・柳澤健著『財界回顧』（世界の日本社、1949年）186頁を参照。
- (9) 宇田川勝『財閥の改革者：結城豊太郎と池田成彬』（法政大学イノベーション・マネジメントセンター、2006年）14-15頁、安岡重明編『三井財閥』（日本経済新聞社、1982年）264-266頁などを参照。
- (10) 前掲、永谷（2020）を参照。
- (11) 「三井財閥の化粧法」『文藝春秋』12-2（1934（昭和9）年2月）には、「転向」に対する多様な批判の表現が見られる。
- (12) 『中外商業新報』17305号（1934（昭和9）年3月30日夕刊）。
- (13) 石川健次郎「戦時体制と三井財閥の停滞」安岡重明編『三井財閥』（日本経済新聞、1982年）270-271頁。
- (14) この箇所以下は、松元宏「三井合名会社体制の破綻とその再編成」『三井文庫論叢』第9号（1975年）233-306頁を参照。
- (15) 前掲、石川（1982）265頁、および、松元宏『三井財閥の研究』（吉川弘文館、1979年）248-251頁、参照。
- (16) たとえば、「彼等は之を契機として一転向を行ふべき意図と希望を有してゐるかの如くに見られる」と、『満洲日報』は伝える（「大財閥は惑ふ」『満洲日報』1933（昭和8）年8月9日付）。その他、「三井財閥転向」『国民新聞』（1933（昭

- 和8)年9月30日付)など。
- (17) 和田日出吉『二・二六以後』(偕成社、1937(昭和12)年)126-127頁。
- (18) 前掲、池田・柳澤(1949)188頁。
- (19) 他方で松元は、株式売却には三井報恩会の基金を賄うための手段という一面もあったと指摘している。前掲、松元(1979)244-245頁。
- (20) 前掲、池田・柳澤、前掲頁。
- (21) 前掲、石川(1982)前掲頁、および、前掲、宇田川(2006)14-15頁、参照。
- (22) 『血盟団事件公判速記録』(血盟団事件公判速記録刊行会(業界公論社内)、1967-1968年)333頁、512頁、参照。
- (23) 岩井良太郎『重役レビュー』(明星書院、1940年)24頁、51頁。
- (24) 『講談倶楽部新年号附録 全国金満家番附 附全国多額納税者一覧』(大日本雄弁会講談社、1931(昭和6)年1月1日)40頁、55頁。
- (25) 前掲、石川(1982)267頁。ただし、宇田川(2006)の認識では50歳である。
- (26) ある時点まで改革が進めば自ら退く考えを池田が持っていたという噂はあった。「三井財閥総批判座談会」『文藝春秋』(第12年第3号、1934(昭和9)年)207頁。
- (27) 林茂他編『二・二六事件秘録』(二)(小学館、1971年)180-192頁。
- (28) 前掲書、184頁。
- (29) 前掲書、189頁。
- (30) 野依秀市は、重役定年制が「二・二六事件に対する恐怖心」から出たとする見解は「底意地悪い批評」であるとし、それは合名において「豫てから考慮されてゐた」と見る。野依秀市『筆は剣よりも強し』(秀文閣書房、1934年)255頁。
- (31) 池田成彬「続足跡：右翼と財閥」『経済往来』4月号(経済往来社、1950年)32頁。
- (32) 前掲、宇田川(2006)14頁、石川(1982)265頁など。
- (33) 前掲、永谷(2020)を参照。
- (34) 池田成彬「続足跡：右翼と財閥」『経済往来』4月号(1950年)30頁。
- (35) 加瀬和俊『失業と救済の近代史』(吉川弘文館、2011年)105-106頁、参照。
- (36) 小宮山利政『統制會と財閥』(科学主義工業社、1942年)121頁、参照。
- (37) 「事变下の財閥種々相」『国民新聞』(1938年4月20日～6月7日)、松下傳吉『財閥三井の新研究』(中外産業調査会、1936年)、など。
- (38) 永松浅造『池田成彬伝』(今日の問題社、1936年)、高倉忍『池田成彬』(青雲社、1937年)、東郷豊『池田成彬』(今日の問題社、1938年)などである。

〔付記〕

本稿は、令和元年度～令和3年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「昭和戦前期から戦後にかけての「格差問題」解決プロセスに関する社会学的研究」(課題番号：19K02102、研究代表者：永谷健)の研究成果の一部である。